



WJBL PRESS RELEASE

2023年9月25日

シャンソン化粧品 シャンソンVマジック記者会見に関する説明資料

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

シャンソン化粧品シャンソンVマジック（以下「対象チーム」）において、昨季（2022-2023シーズン）中選手7名及びヘッドコーチ1名が退団した件について、本年3月より関係者のヒアリング等の調査を行ってきたところ、当リーグは、裁定委員会からの答申を受けて、2023年9月21日開催の当リーグ理事会において、対象チームに対して「けん責」の処分を行いました。

本件の経緯及び決定理由は、下記の通りです。

なお、本件は、個人のプライバシーやチーム運営方法に関する事項など公表すべきでない事項を多く含むため、経緯についてはその要旨をご報告申し上げます。

敬具

記

第1 経緯（要旨）

- 1 対象チームは、昨季関係者間でチームの戦術・強化方針等についての考え方に一部相違がある中でシーズンを迎えた。
- 2 対象チームは、昨季序盤の第89回皇后杯全日本バスケットボール選手権大会において、東京医療保健大学戦（2022年12月4日）に敗れ、2次ラウンド敗退となった。同日、対象チームは、選手及びコーチのみによるミーティング（以下「試合後ミーティング」という。）を開催した。試合後ミーティングでは、選手間で敗戦の原因やチームの戦術・強化方針等につき様々な意見が出されることとなり、試合に勝つための手段・方法に関する厳しい意見も出され、感情的な言葉のやり取りがなされるなど、通常のミーティングとは大きく異なる内容となった。
- 3 対象チームは、試合後ミーティングの翌日以降、選手1名が入院するなど選手全員による通常どおりの練習が困難となる状況に至った。
- 4 通常どおりの練習が困難となった事態を受け、対象チームのチームスタッフは、事実確認のために試合後ミーティング出席者を対象にヒアリングを行った上で、試合後ミーティングで発言をした一部の選手を対象として、就業規則に従って「解雇を含む何らかのペナルティーがある可能性」を伝える発言などを行った。また、対象チームは、かかる発言の対象者（ペナルティーの対象となり得る者）に対して、処分を否定するなどの適切なフォローを適切な時期に行うことをしなかった。これにより、試合後ミーティングに出席した選手の多くは、自ら又は他の選手に対して解雇などの重大な処分がなされるものと認識するに至った。
- 5 対象チームにおいては、試合後ミーティング以後、昨季終了までに、選手7名及びヘッドコーチ1名が順次退団した。

第2 決定理由

1 対象チームにおいて、同一シーズン中に選手 7 名及びヘッドコーチ 1 名が退団するという前例のない事態を招いたことについては、対象チームが適切なチームマネジメントを怠ったことによるものと言わざるを得ない（適切なチームマネジメントを行っていれば、シーズン途中での選手・ヘッドコーチの大量離脱という事態は、発生しないと考えられる）。

そして、試合後ミーティングを契機とするチームスタッフによる発言についても、対象チームが適切なチームマネジメントを怠っていたことを示す一例であると考えられる。すなわち、対象チームは、試合後ミーティングの翌日以降通常どおりの練習を行うことが困難になったことを受け、試合後ミーティングにおける選手の言動を対象として指導等を行うことによりチーム運営の正常化を企図したものと考えられるが、試合後ミーティングにおける選手の言動については、懲戒解雇の対象となるような行き過ぎたものと評価することはできず、試合後ミーティングでの言動を理由とする懲戒解雇には社会的相当性や合理性は認められないと考えられる。したがって、対象チームのチームスタッフが「懲戒解雇することができない事案」において解雇の可能性につき言及すること自体適切ではないと判断される。

対象チームではこのチームスタッフによる発言があった日の翌日から沖縄遠征が控えていたことや、沖縄遠征が終了した 4 日後（上記発言から 8 日後）に対象チームが一部選手と話し合いを行い、解雇の可能性を否定する趣旨を説明していることなど、一定程度酌むべき事情は認められるものの、かかる発言がなされた以上、対象チームとしては、より早い時期に、かつ、全選手に対して発言を撤回することなどにより、「解雇などの重大な処分がなされる可能性がある」という選手の懸念や不安を払拭し、チーム運営を正常化する必要があった。それにもかかわらず、対象チームは適切な措置を適切な時期に講じていなかったのであるから、この点においても、対象チームは適切なチームマネジメントを怠っていたと考えられる。当リーグは会員であるチームにより構成され、各チームが適切なチームマネジメントを行うことを前提とするものであることからすれば、対象チームによるチームマネジメント体制・方法等の見直しが望まれる。

2 一方、対象チームは、すでに新体制を構築し、また、対象チーム独自の「相談窓口」を設置するなど、適切なチームマネジメントを実行していると考えられる。

3 当リーグは、以上の事情を総合的に判断して、対象チームに対して「けん責」の処分を行うことが相当であると判断した。

以上